

## 西ドイツ連邦協議会・

### サリドマイド児救護施設を決定

西ドイツ連邦議会は11月4日圧倒的多数で、もって「身障児救護」の施設設置に関する法律を決定した。これにより先ず約3千人にのぼるサリドマイド障害児の両親の請求権が法的に根拠づけられたことになる。またこれと同時に、連邦内で約5万人と推定されるその他の障害児にも、その救護の改善の道が開かれたわけである。

サリドマイド児について法律は次の通り定める。主障害の補償は2万5千マルクまでまた100ないし450マルクの終身年金、15年以内の間自宅で営業できるための融資、金銭給付の免税、その他。

法律は、Grünenthal化学会社が1億マルクを施設に納めた時、発効する、サリドマイド児の管財人と代理人は両親の意見を求めており、連邦法相Gerhard Jahnは両親に、議会

の提議を受け入れ、自分の子とその他の障害児すべてのための永続的で信頼しうる救護活動が妨げられないように、と訴えている。

法律が発効した場合、連邦は Grünenthal化学会社の資金にサリドマイド児のため5千



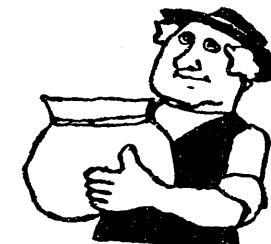
万マルクを上積みするはずである。またさらに5千万マルクを連邦は、その他の障害児全員のリハビリテーションに管理するはずである。

政府及び各政党は、このような経済界その他の寄金による基本がさらに増大するよう期待しており、また連邦議会は政府に、すべての障害児が完全に平等な取扱いを確保されるような法律草案をつくるよう要請している。

*Die Welt, 5 November. 71.*

(安積鉄二 国立国会図書館)

### 西ドイツの 第2次年金改革案



連邦政府は、1971年10月20日 Walter Arendt連邦労働大臣によって提出された年金改革案を決定した。この改革案は、(1)弹性的年金受給年齢の導入、(2)少額年金の引き上げ、(3)年

金保険の女子被保険者に対する「出産年限加算 Babyjahr」の導入、(4)就業していない婦人、手伝いをしている家族および自営業者に対する年金保険の開放、(5)離婚の場合の保護